

高知くらしの護身術

215

電話勧誘の被害

直ちに情報提供を

(2011年7月19日掲載原稿)

最近センターには「電話勧誘でだまされて高額な金銭を相手口座に振り込んでしまったがどうしたらよいか」という相談が数多く寄せられています。

【劇場型勧誘】での被害相談が多く、たとえばA社から「B社のカタログが届いていないか。その商品（社債、仏像等）を高値で買い取る。」と言われ商品を購入したが結局A社の買取りはなかったというような内容です。

金銭を振り込んでしまった後、おかしいと気が付いたらどうしたらよいのでしょうか。

警察、振込先の銀行、消費生活センター等公的相談窓口直ちに情報提供することが何より重要です。

2008年に『振り込め詐欺救済法』が施行されたことにより、銀行では相談や通報を受けた後、事実確認やその内容を判断し、口座凍結を実施します（すべてが凍結されるわけではありません）。

凍結した口座に千円以上の残高があった場合、被害者から被害回復分配金支払の申請を受け、その口座の残高を上限に被害資金が返還されます。複数の被害者から支払申請があった場合は、口座の残高を被害額に比例して分配し返還することになります。口座凍結から実際の返還までは、約半年ほどかかります。

銀行が設定した支払申請期間が終了すると、速やかに資金分配、残余資金の処理が行われるため、口座に滞留する資金の分配・返還を受けることはできなくなります。

振り込んでしまった金銭の返還は、大変困難です。よくわからない勧誘者の話を鵜呑みにせず、振込前に必ず金融機関の窓口や消費生活相談窓口にご相談してください。